

戸建住宅のエネルギー計算結果早見表の見方

本資料では、戸建住宅のエネルギー計算結果早見表の見方を解説します。
以下の手順にて、申請可能か確認してください。

- 1 住宅の延べ床面積を算出してください。**
- 2 断熱改修する居室等と部位(天井・外壁・床・窓・ガラスの交換)を決めてください。**
 - ・居間又は主たる居室（就寝を除き日常生活上在室時間が長い居室等）は必ず選択してください。
 - ・導入する断熱材及び窓は、原則、改修する居室等の外皮部分（外気に接する部分）全てに設置・施工する必要があります。
 - ・補助対象となるのは、原則、外皮部分（外気に接する部分）のみとなります。
 - ・基礎断熱改修を行う場合、エネルギー計算結果早見表は使用できません。「個別エネルギー計算書」等を提出してください（「**2 -4個別計算について**」参照）。
- 3 改修率を計算してください。**

$$\text{改修率} (\%) = \frac{\text{断熱改修床面積合計}^* (\text{m}^2)}{\text{延べ床面積} (\text{m}^2)} \times 100$$

* 断熱改修床面積合計 = **2**で選択した部位全て(天井を除く)を改修する居室等の床面積の合計

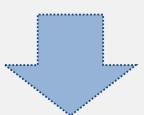
<計算例>

* 参考例を基に計算
* 計算は全て小数点第3位切捨て

①住宅の延べ床面積を計算します。

- ・1階の床面積が 78.66m^2
- ・2階の床面積が 64.59m^2 の場合

$$\text{延べ床面積} = 143.25\text{m}^2$$



②断熱改修床面積を計算します。

- ・1階の床面積が 64.59m^2
- ・2階の床面積が 57.96m^2 の場合

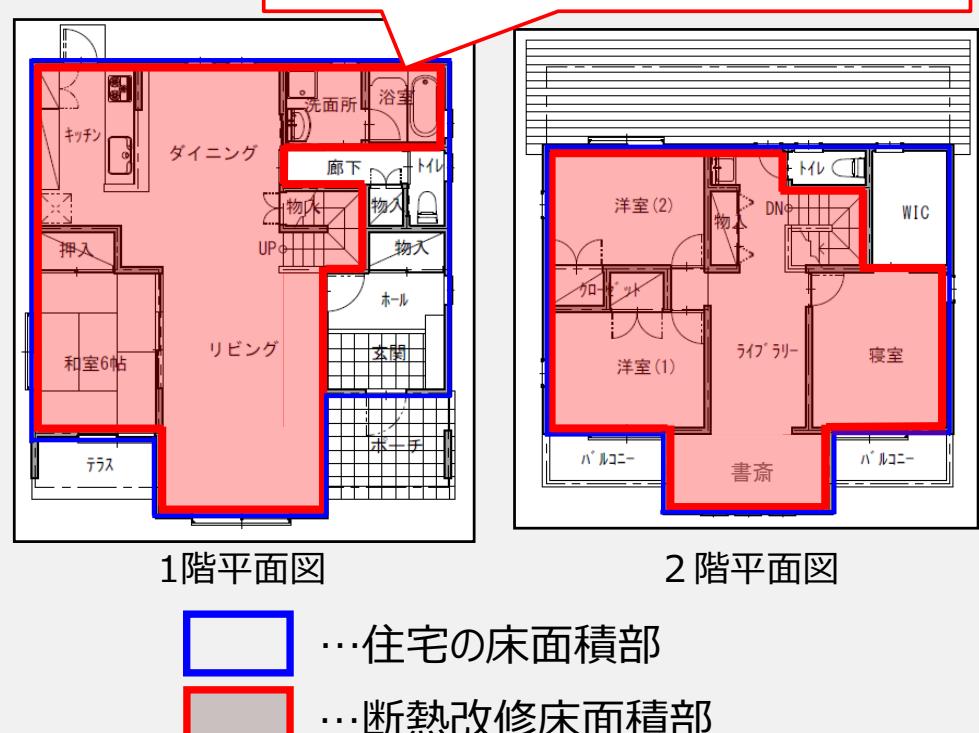
$$\text{断熱改修床面積} = 122.55\text{m}^2$$



③改修率を計算します。

浴室の床及び玄関等の土間床は断熱改修工事が困難な場合も、当該部分は「断熱改修床面積」として改修率へ算入できる。

(参考例)



小数点第1位は切捨てし整数で表記します。

$$\text{改修率} = \frac{122.55\text{m}^2}{143.25\text{m}^2} \times 100 = 85.5 \% \rightarrow 85 \%$$

戸建住宅のエネルギー計算結果早見表の見方

4 「エネルギー計算結果早見表」を確認してください。

<確認方法>

① 2で決めた断熱改修する

部位の組合せ
(4~2部位)

② 地域区分

(1~8地域)

早見表で①②の交わる部分の改修率を確認。
③で求めた改修率が早見表の改修率より上回って
いれば申請ができます。

<参考例>

① 断熱改修する部位の組合せ
・天井、床、窓の3部位改修
⇒ 組合せ番号：5

② 地域区分：6

* 改修率：86%

* 早見表改修率との比較
85% ≥ 25%
(判定：申請可能)

◆ エネルギー計算結果早見表（戸建住宅）

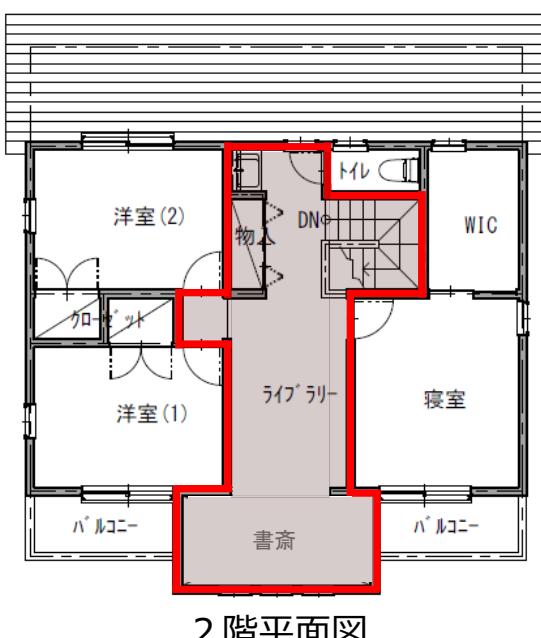
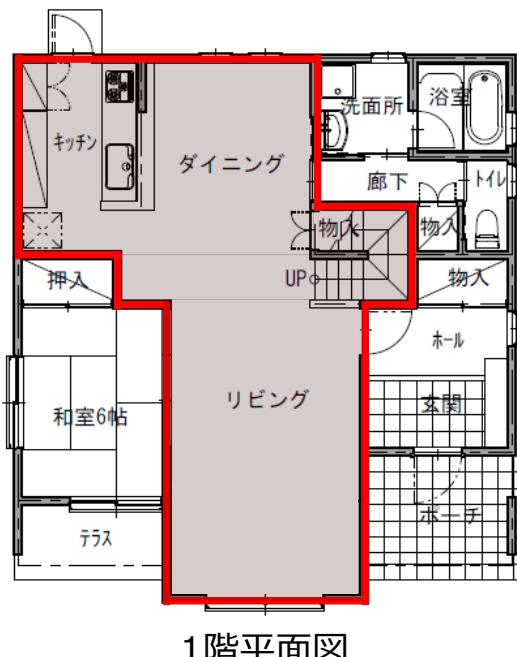
断熱部位数	組合せ番号	天井※1	外壁	床※2	窓・ガラスの交換	最低改修率(%)							
						地域区分							
		1	2	3	4	5	6	7	8				
4部位	1	天井	外壁	床	外窓・内窓、ガラスの交換	25	25	25	25	25	25	25	25
	2	天井	外壁		外窓・内窓、ガラスの交換	25	25	25	25	25	25	25	25
	3	天井	外壁	床		25	25	25	25	25	25	25	25
	4		外壁	床	外窓・内窓、ガラスの交換	25	25	25	25	25	25	25	50
	5	天井		床	外窓・内窓、ガラスの交換	25	25	25	25	25	25	25	25
3部位	6	天井	外壁			25	25	25	25	25	25	25	25
	7	天井		床		25	25	25	25	25	25	25	25
	8	天井			外窓・内窓、ガラスの交換	25	25	25	25	25	25	25	25
	9		外壁		外窓・内窓	30	30	40	40	40	40	40	70
	10		外壁		ガラスの交換	40	40	40	40	40	40	40	70
2部位	11		外壁	床		40	40	40	40	40	40	40	100
	12			床	外窓・内窓	40	40	40	40	40	40	40	100
	13			床	ガラスの交換	50	50	50	50	40	40	40	

※選択部が「個別計算」と表記がある場合は、
個別エネルギー計算書の提出が必要です。

5 早見表で最低改修率に達しない場合は、見直しを行ってください。

- 改修する居室等を増やし、改修率を上げる。
- 断熱改修部位の組合せを変更する。
- 「個別エネルギー計算書」等を提出する（「2 -4個別計算について」参照）。

【注意事項】 同一空間の考え方



間仕切りがなく、空間がつながっている場合（吹抜け、階段等）は、同一空間と見なし、改修する居室等に含んでください。

左記の図の場合、1階のリビング、ダイニングを改修する場合は、階段で空間がつながっているライブラリー等も改修する居室等に含む必要があります。